# 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日				
更新年月日	( )				
目標年度	令和16年度				
市町村名(市町村コード)	射水市 (162116)				
地域名 (地域内農業集落名)	塚原地区 (寺塚原、沖塚原、朴木、松木、川口、宮袋、坂東)				

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

#### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域計画の区域の状況

区域内	の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	241 ha				
1	農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	240 ha				
2	田の面積	234 ha				
3	畑の面積(果樹、茶等を含む)	7 ha				
4	区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha				
5	区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha				
(耋	参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha				
	うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha				
(備考)						

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
  - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
  - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
  - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
  - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
  - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
- (2) 地域農業の現状及び課題

近年、離農者が増え、その面積を近隣の認定農業者や法人がカバーし、何とか不耕作を免れている地区もある。集落営農組織を含む担い手の高齢化が顕著に進んでおり、担い手不足が深刻化していることから、今後農地を誰がどのように耕作していくのかについて、さらに議論を深める必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

高齢化や人手不足の解消策として、大型免許の取得に対する補助、JAが農業に参入する、さらにほ場整備を進め、大区画のほ場を目指したいという声があった。

また、国道8号線の南側で、(農)ファーム沖塚原と(農)アグリ21が統合し、その後、寺塚原地区と坂東地区を含めて一つの組織を立ち上げるといった前向きな方向性が打ち出された。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 離農が増えつつある地区については、農地中間管理機構を活用して農地集積を進めていく。							
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標							
現状の集積率	93.1 %	将来の目標とする集積率	93.1	%			
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標							
畦畔除去に対する事業について支援を行い、集約を図る。							

# 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

	(1)農用地の集積、集団化の取組									
	・農地中間管理機構を活用して、規模の大きい認定農業法人に集積していく。									
	・現在の利用権設定の期間満期に併せて農地中間管理事業を活用するよう誘導する。営農の継続が困難になった場									
	合は、農地中間管理機構を活用して、段階的に集約化する。									
	(3)基盤整備事業への取組									
	・生産効率の向上を図るため、ほ場の大区画化を検討する。									
	・県やJA、射水市農業再生協議会等の関係機関が連携し、とやま農業未来カレッジの卒業生等の就農希望者に対す									
	る就農相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。									
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組									
	・現在のところ未定									
•	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 ☑ ⑤果樹等									
	□ ⑥燃料・資源作物等 ☑ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他									
	【選択した上記の取組内容】									
	③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農業の導入を検討する。									
	⑤当地区は果樹(もも)の栽培が行われており、ほ場の維持を行う。									
	⑦多面的機能支払交付金の活用により、農地、水路等の保全管理を進める。									

## 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

		11111			10年後						
農業を担う者 (氏名・名称)		現状			(目標年度:令和 16 年度)						
		経営作目等	経営面	積	作業受託 面積	経営作目等	経営面	積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		水稲・大麦・園芸	15.16	ha		水稲・大麦・園芸	15.16	ha	ha	Α	
利用者		水稲	0.21	ha	ha	水稲	0.21	ha	ha	В	
認農		水稲・大麦・大豆	36.77	ha		水稲·大麦·大豆	36.77	ha	ha	С	
集		水稲·大麦	28.04	ha	ha	水稲·大麦	28.04	ha	ha	D	
認農		水稲·大麦	26.99	ha	ha	水稲·大麦	26.99	ha	ha	E	
利用者		水稲	5.32	ha	ha	水稲	5.32	ha	ha	F	
認農		水稲	0.65	ha	ha	水稲	0.65	ha	ha	G	地区外
認農		水稲・大麦・大豆	30.76	ha	ha	水稲・大麦・大豆	30.76	ha	ha	Н	
認農		水稲	1.03	ha	ha	水稲	1.03	ha	ha	I	地区外
認農		水稲	1.75	ha	ha	水稲	1.75	ha	ha	J	地区外
認農		水稲	0.32	ha	ha	水稲	0.32	ha	ha	K	地区外
認農		水稲·大麦	6.46	ha	ha	水稲·大麦	6.46	ha	ha	L	
認農		水稲	7.88	ha	ha	水稲	7.88	ha	ha	М	
認農		水稲・大麦・大豆	17.95	ha		水稲・大麦・大豆	17.95	ha	ha	N	
認農		水稲	0.4	ha	ha	水稲	0.4	ha	ha	0	
認農		水稲·大麦	25.67	ha	ha	水稲·大麦	25.67	ha	ha	Р	
認農		水稲・園芸振興作物	2.15	ha	ha	水稲・園芸振興作物	2.15	ha	ha	Q	
認農	_	水稲	0.61	ha	ha	水稲	0.61	ha	ha	R	地区外
計	18経営体		208.12	ha	0 ha		208.12	ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
  - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積 を記載してください。 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

  - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
  - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

# (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。